

議案第 8 号

倉敷市公民館条例施行規則の改正について

倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

倉敷市公民館条例施行規則（昭和 4 4 年倉敷市教育委員会規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「琴浦公民館を除く」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

倉敷市琴浦公民館の建替えに伴い、倉敷市琴浦公民館の使用料に係る規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市公民館条例施行規則（昭和44年倉敷市教育委員会規則第18号）新旧対照表

新						旧					
別表（第12条関係）						別表（第12条関係）					
附属設備名	数量	金額			備考	附属設備名	数量	金額			備考
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで				午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
グランドピアノ	1	円 1,100	円 1,100	円 1,100	大ホール	グランドピアノ	1	円 1,100	円 1,100	円 1,100	大ホール
映写機	1	1,100	1,100	1,100	大ホール	映写機	1	1,100	1,100	1,100	大ホール
拡声装置	一式	770	770	770	大ホール	拡声装置	一式	770	770	770	大ホール
照明装置	一式	2,860	2,860	2,860	大ホール	照明装置	一式	2,860	2,860	2,860	大ホール
ガス	一式	440	440	440	調理実習室	ガス	一式	440	440	440	調理実習室
備考						備考					
1 条例別表第2その2に定める公民館にあつては、表の金額の欄中「午後9時まで」とあるのは、「午後10時まで」とする。						1 条例別表第2その2に定める公民館にあつては、表の金額の欄中「午後9時まで」とあるのは、「午後10時まで」とする。					
2 金額には消費税及び地方消費税を含む。						2 金額には消費税及び地方消費税を含む。					